

令和2年 11月

令和元年度近畿ブロック発注者協議会の取組み

令和 2年 11月
近畿地方整備局



近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年度近畿ブロック発注協の取組み

国土交通省
近畿地方整備局

1. 【適切な設計変更】 <全国統一指標>

- ⇒ 変更手続の円滑な実施を目的として、**ガイドライン**(設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針)の**策定に努め、これを活用する。**
- ⇒ 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って**必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。**

2. 【施工時期等の平準化】 <全国統一指標>

- ⇒ 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた**適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。**

3. 【適切な予定価格の設定】 <全国統一指標>

- ⇒ 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、**市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。**
- ⇒ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、**最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。**

4. 【ダンピング対策】

- ⇒ ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**

5. 【入札契約方式の選択】

- ⇒ 各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、適用する。
各機関における入札契約方式について、実情に応じ、総合評価落札方式の適応を検討する。

適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

運用指針本文:

- **変更手続の円滑な実施**を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた**指針の策定に努め、これを活用**する。

【指標】 品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

【定義】 関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

【指標分類】

- a: ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施。
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施。
- c: 設計変更を実施していない。



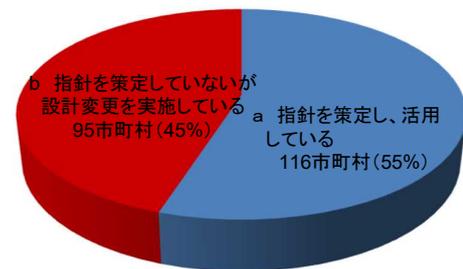
- 【近畿目標】
- ・府県・政令市のガイドラインの活用状況について確認。
 - ・すべての市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図れるように推進を図る。

2

適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

【現状】

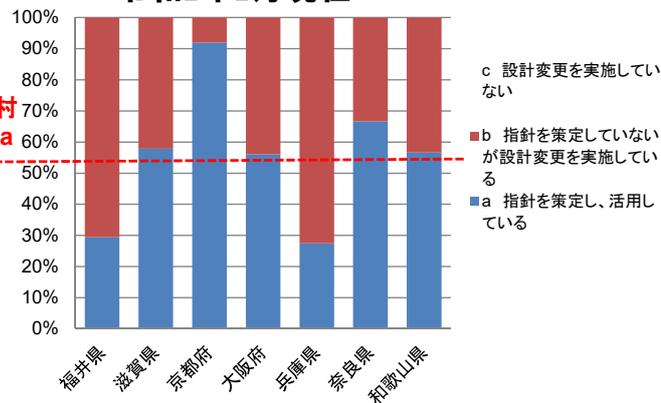
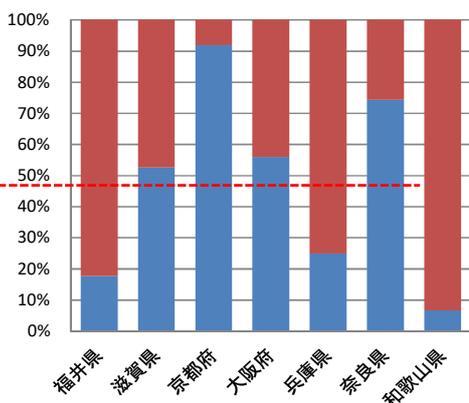
- 府県**
 - 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。
- 政令指定都市**
 - 全政令指定都市でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。
- 市町村**
 - 全ての市町村で設計変更を実施していると回答(入契法調査)
 - ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
100市町村(47%)R1.6 ⇒ **116市町村(55%)R2.2**
 - 策定していないが設計変更を実施
111市町村(53%) R1.6 ⇒ **95市町村(45%)R2.2**



市町村におけるガイドラインの策定状況はH31.1からR1.6で44%から47%に増加。
⇒ 「設計変更ガイドラインの策定」について、引き続き推進を図る。

令和元年6月現在

令和2年2月現在



3

地方公共団体における平準化の取組事例について ~平準化の先進事例「さしすせそ」~【第3版】
 平成30年5月 土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室
www.mlit.go.jp/common/001236732.pdf

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用
 また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用
 ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

施工時期等の平準化 国土交通省 近畿地方整備局

【現状】

府県・政令指定都市

- ①債務負担行為の活用は100%実施。
- ②柔軟な工期設定は73%(令和元年6月調べ)⇒82%(令和2年2月調べ)に上昇。
- ③速やかな繰越し手続は73%(令和元年6月調べ)⇒73%(令和2年2月調べ)を維持。
- ④積算の前倒し73%(令和元年6月調べ)⇒91%(令和2年2月調べ)に上昇。
- ⑤早期執行のための目標設定73%(令和元年6月調べ)⇒91%(令和2年2月調べ)に上昇。

施工時期等の平準化【府県・政令市】

	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋						
	①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)	③速やかな繰越手続	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定	R2年度設定目標	R1年度設定目標
						平準化率0.8	-
福井県	○	○	○	○	○	平準化率0.8	-
滋賀県	○	○	○	○	○	平準化率85%以上	2カ年分の発注見通しの作成により、令和元年度の工事および委託の平準化率を80%以上とする
京都府	○	○	○	○	○	検討中	上半期約500億円の発注目標
大阪府	○	○	○	○	○	-	上半期契約率83%を目標として設定
兵庫県	○	○	○	○	○	未定	上半期発注70%(予定)
奈良県	○	○	○	○	○	設計金額5千万円以上の工事について、工程上やむを得ないものなどを除いて上半期契約	-
和歌山県	○	○	○	○	○	検討中	63.6%
京都市	○	○	○	○	○	検討中	検討中
大阪市	○	○	○	○	○	R5年度を目標に国が示す参考指標の平準化率0.8を目指す。	5ヶ年を目標に国の平準化率0.8を目指す。
堺市	○	○	○	○	○	目標値は特に定めませんが、早期発注に努める。	統一的な目標設定はしていないが、各所属にて執行管理している。
神戸市	○	○	○	○	○	未定	上半期発注66%
合計	11	9	8	10	10		
取組実施率	100%	82%	73%	91%	91%		

施工時期等の平準化【市町村】

	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋				
	①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)	③速やかな繰越手続	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定
福井県内	7	0	13	5	10
滋賀県内	2	2	2	10	17
京都府内	12	2	17	19	16
大阪府内	14	2	2	10	7
兵庫県内	29	7	17	13	29
奈良県内	4	6	15	7	14
和歌山県内	5	2	10	13	29
合計	73	21	76	77	122
取組実施率	35%	10%	36%	36%	58%

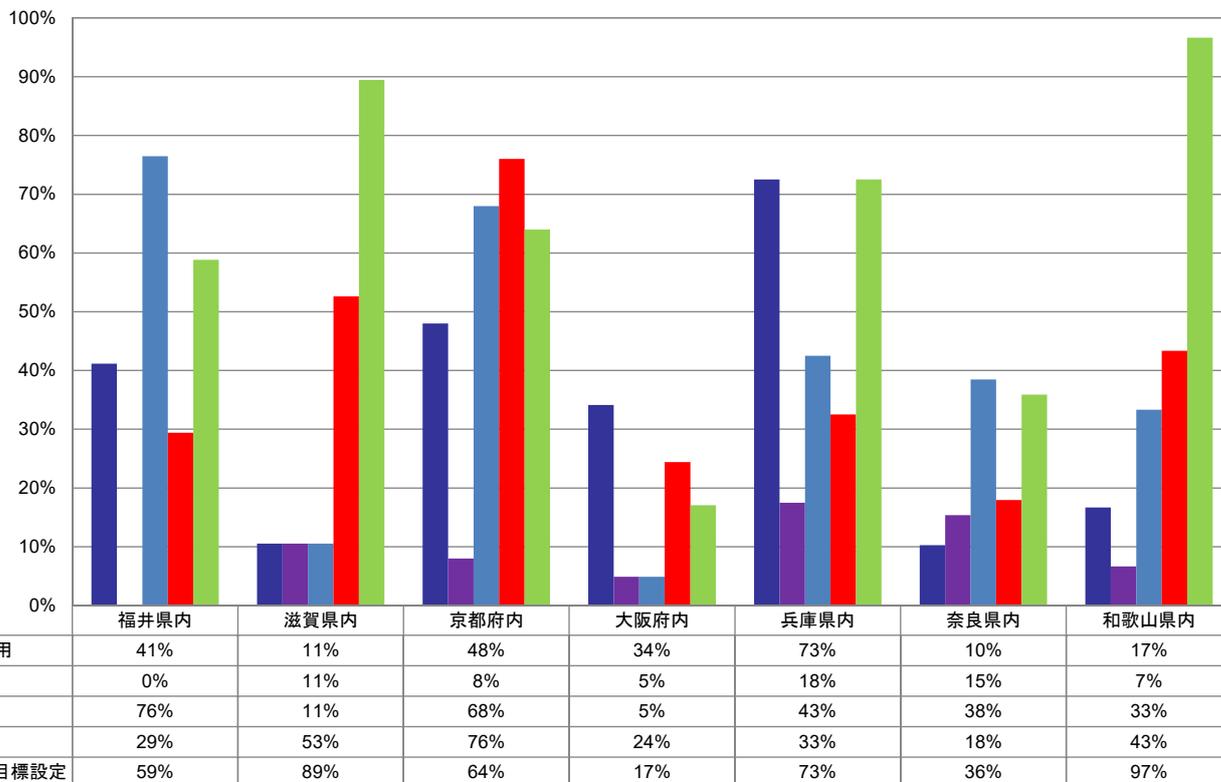
【現状】

市町村

- ①債務負担行為の活用34%(令和元年6月調べ)⇒35%(令和2年2月調べ)に上昇。
- ③速やかな繰越手続 36%(令和元年6月調べ)⇒36%(令和2年2月調べ)を維持。
- ⑤早期執行の目標設定56%(令和元年6月調べ)⇒58%(令和2年2月調べ)に上昇。

平準化率(項目実施率)【211市町村】

令和2年2月調べ



6

適正な予定価格の設定(積算基準)

運用指針本文:

- 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。

【指標】 最新の積算基準の運用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

【定義】

- ・ 最新の積算基準: 1年(営繕の場合は2年)以内に更新されている積算基準。
- ・ 基準対象外(小規模土工など)の際の対応状況: 見積り等により積算する要領を整備し運用しているか。

【指標分類】

- a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領(※)を整備し、活用。
 - b: 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領(※)は整備していない。
 - c: その他。
- ※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。

- ✓ 積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積り等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。



【近畿目標】 全ての市町村において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備(b)』が約1割あり、引き続き要領の整備について推進を図る。

適正な予定価格の設定(積算基準)

【現状】

府 県

- 全府県で最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

政令指定都市

- 全政令指定都市で、最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

市町村

- 積算基準適用範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。
199市町村(95%) R2.2

令和2年2月現在

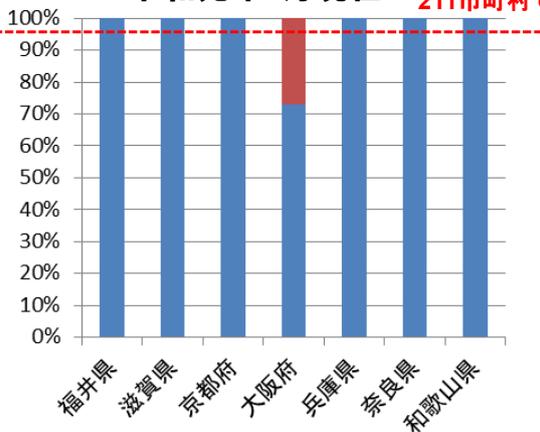
市町村における基準範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)が整備されているのは95%。

⇒ 引き続き「要領」の作成に向け推進を図る。



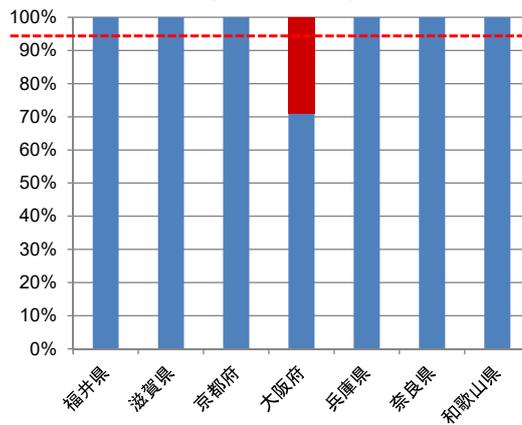
令和元年6月現在

211市町村で95%がa



令和2年2月現在

211市町村で95%がa



■ b 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない

■ a 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し、活用

適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

運用指針本文:

- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

【指標】 単価の更新頻度

【定義】 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。

※ 対象は、物価資料等に掲載のあるものとする。

【指標分類】

- a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)。
- b: 3ヶ月以内。 c: 6ヶ月以内。 d: 12ヶ月以内。 e: それ以上。

- ✓ 資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。

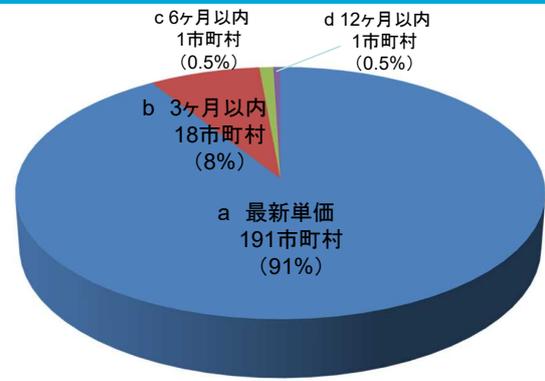


【近畿目標】 6ヵ月以上単価を見直していない市町村もあり、市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。

適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

【現状】

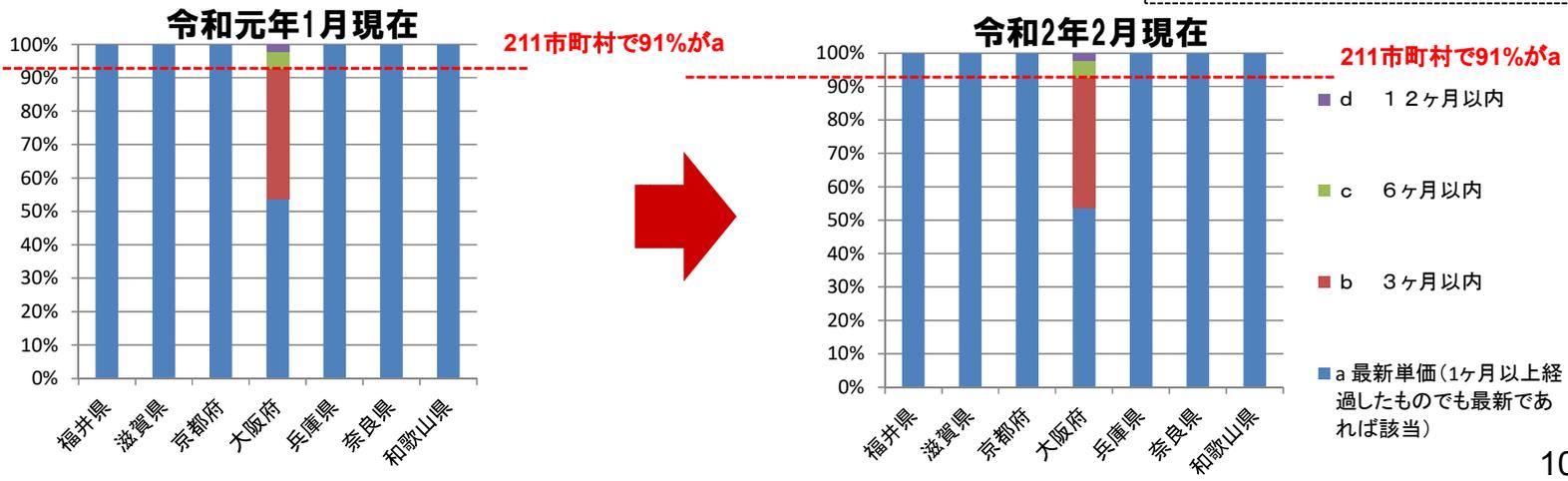
- | | |
|--------|---|
| 府 県 | ● 全府県で最新単価を使用している。 |
| 政令指定都市 | ● 全政令指定都市で最新単価を使用している。 |
| 市町村 | ● 最新単価を使用している
191市町村(91%)R2.2 |
| | ● 府県によりバラツキが見られる。 |



各府県間で単価の更新頻度状況に乖離が見られる。

⇒ **最新単価の活用を推進**

※ 土木以外(建築・下水等)では、a以外の回答もあり、発注担当部署間のバラツキ(a、b混在)ある場合
⇒ a:最新単価 に計上



10

ダンピング受注の防止(低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用)

運用指針本文:

- ▶ ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。
- ✓ 低入札価格調査制度の調査基準価格は中央公契連最新モデル(H29→H31一部改定)、最低制限価格においては中央公契連最新モデル(H29→H31一部改定)を参考に適切に見直す。

【指標分類】

(基準価格算定モデル(公契連モデル式の時点))

a: 最新モデル(H31またはH29)同等。b: 旧モデル(H28以前)同等。c: その他(非公表・独自モデル等)

(見直し予定)

a: H31.4までに見直し。b: 見直し時期未定。c: 見直し予定なし、または非公表



【近畿目標】 中央公契連モデルの見直しを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改訂等により適切に見直す。

【現状】

府 県・政令指定都市

- 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している。

市町村

- 1市が最低制限価格のみ導入(R1.6調べ)⇒低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用(R2.2調べ)【米原市】

近畿ブロック発注者協議会調べ (R2. 2)

府県・政令指定都市を除く

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
低入札価格調査制度のみ導入	0	0	0	0	0	1	0	1
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	7	5	5	16	15	7	10	65
最低制限価格制度のみ導入	10	14	20	25	25	31	20	145
いずれの制度も導入していない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村数	17	19	25	41	40	39	30	211

府 県・政令指定都市

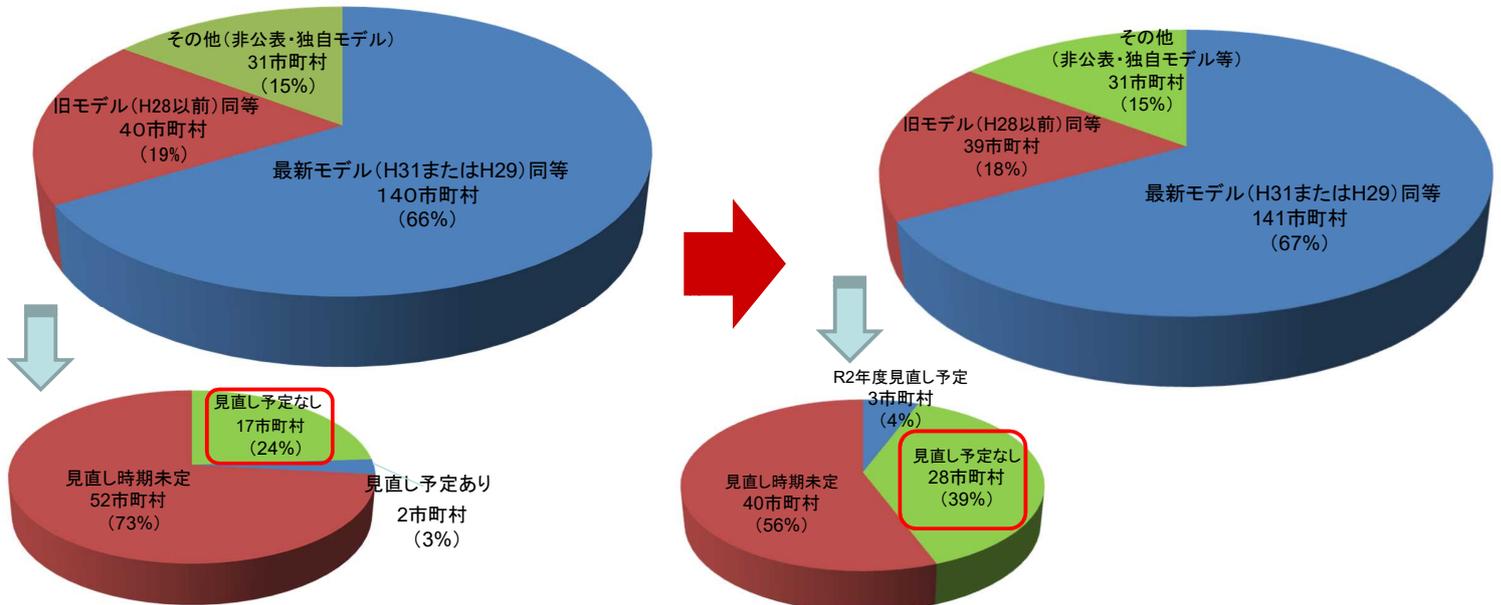
- すべての府県・政令市で最新モデル(H31またはH29)を使用している。

市町村

- 最新モデル(H31またはH29)を使用している
140市町村(66%)R1.6 ⇒ **141市町村(67%)R2.2**
- 旧モデル(H28以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、見直しを予定していない市町村
17市町村(24%)R1.6 ⇒ **28市町村(39%)R2.2**

令和元年6月現在

令和2年2月現在



⇒ 「最新モデルへの見直し予定のない市町村に対し、「適切な見直し」について引き続き推進を図る。

入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)

運用指針本文:

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し**技術提案を求めよう努める**。(※)

公共工事の品質確保を図るためには、**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要**である。

(※)各地方公共団体で作成のガイドラインに規定された総合評価落札方式の対象となる工事

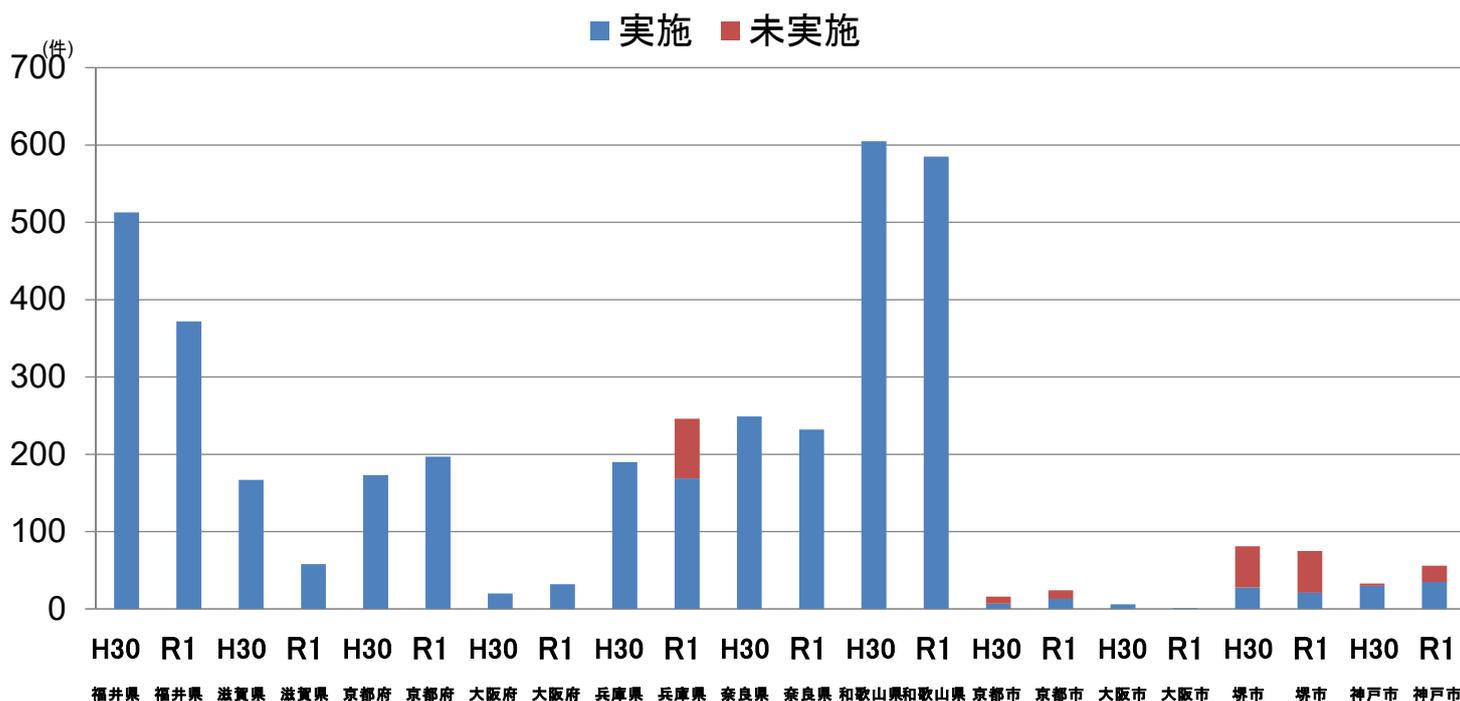


【近畿目標】

- 府県政令市においては、各団体で策定しているガイドラインに基づく発注方式を選択することを推進する。
 - ・ **一定規模以上の発注金額等(各府県市町村のガイドラインにおいて総合評価落札方式で発注することを規定されている金額等の条件)の場合、総合評価落札方式を原則として、工事件数、実施率を拡大する。**
- 市町村においては、工事難易度・金額等から価格以外の性能を求める余地が少ないことから、**市町村向け簡易型等の導入**など、各公共団体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)

近畿ブロック発注者協議会調べ(R2.2)



	福井県	福井県	滋賀県	滋賀県	京都府	京都府	大阪府	大阪府	兵庫県	兵庫県	奈良県	奈良県	和歌山県	和歌山県	京都市	京都市	大阪市	大阪市	堺市	堺市	神戸市	神戸市
未実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0	0	0	0	9	11	0	0	53	54	3	21
実施	513	372	167	58	173	197	20	32	190	169	249	232	605	585	7	13	6	1	28	21	30	35
実施率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	69	100	100	100	100	44	54	100	100	35	28	91	63

週休2日の取組みに関するアンケート

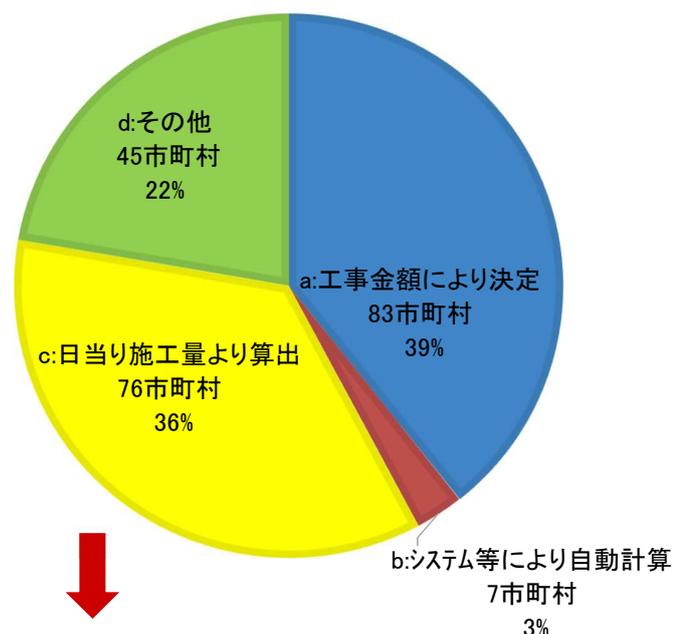
週休2日の取組状況(府県・政令市・市町村)

1. どのような方法で工期を算定されていますか

府県・政令市

府県・政令市	どのような方法で工期を算定されていますか	【自由記述欄】 その他を選択された場合は具体的な内容
福井県	c:日当り施工量より算出	工事金額、施工量、工種等から算定
滋賀県	c:日当り施工量より算出	
京都府	c:日当り施工量より算出	・標準作業量から施工するのに必要な日数を算出する。 ・工事価格1億円以下の工事については、国土省の標準工期試算式を用いて算定
大阪府	c:日当り施工量より算出	作業日当り標準作業量により算出
兵庫県	d:その他	設計額・工種・施工量等から算定
奈良県	b:システム等により自動計算	
和歌山県	d:その他	予定価格1億円以下は工事金額毎に定められた標準工事日数により決定。 予定価格一億円超えは積み上げにより決定。
京都市	d:その他	計算式により算定
大阪市	c:日当り施工量より算出	
堺市	c:日当り施工量より算出	日当り施工量から基準工期を算出し、雨休率、準備後片付期間を考慮して決定
神戸市	d:その他	積み上げにより算定

市町村



【d: その他 45市町村の主な内容(抜粋)】

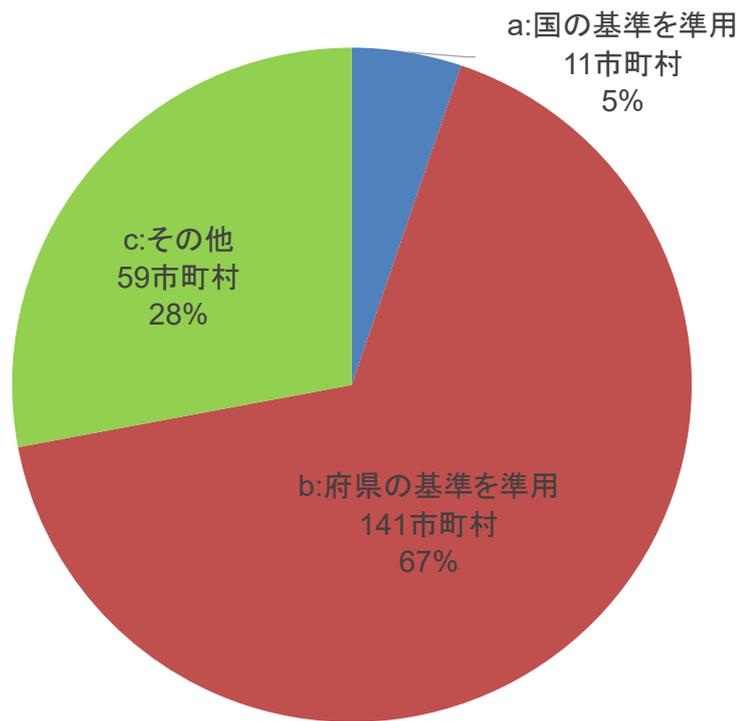
- ・金額や現場状況等により決定(経験)・・・6市町村
- ・設計額・工種・施工量等から算定・・・19市町村
- ・国や県の基準書等を参考に算出・・・15市町村

2. 工期算定にあたり使用している基準について教えてください。

府県・政令市

市町村

	【プルダウン選択式】 a:国の基準を準用 b:府県の基準を準用 c:その他	【自由記述欄】 その他を選択された場合は具体的な内容
福井県	b:府県の基準を準用	
滋賀県	a:国の基準を準用	
京都府	a:国の基準を準用	
大阪府	a:国の基準を準用	
兵庫県	a:国の基準を準用	
奈良県	a:国の基準を準用	
和歌山県	c:その他	県独自調査に基づき決定
京都市	a:国の基準を準用	
大阪市	a:国の基準を準用	
堺市	a:国の基準を準用	
神戸市	c:その他	国の基準を参考に、本市としての工期設定の考え方を作成し使用している。



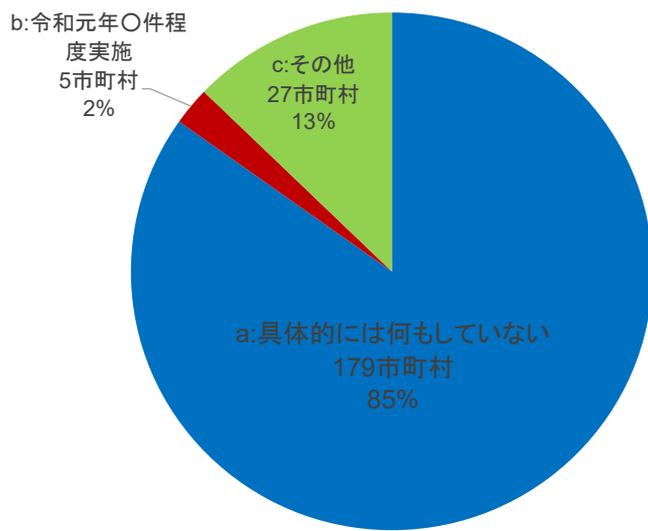
18

3. 週休2日の取組状況について教えてください。

府県・政令市

市町村

	週休2日の取組状況について教えてください。		【自由記述欄】 (週休2日の取組実績が「ある」と回答いただいた場合のみ、回答ください) 週休2日にかかる費用計上を行った工事はありますか。また、その場合どのような算定方法で計上されていますか。
	【プルダウン選択式】 a:具体的には何もしていない b:令和元年〇件程度実施 c:その他	【自由記述欄】 その他を選択された場合は具体的な内容 (bを選択された場合もこちらに具体的な件数を記載してください)	
福井県	b:令和元年〇件程度実施	受注者希望(4週8休)48件 発注者指定(完全週休)12件	令和元年5月から発注者指定(完全週休2日)のみ国と同率補正。受注者希望では工事成績評価の評価のみ
滋賀県	b:令和元年〇件程度実施	274件実施 ・受注者希望型 230件 ・発注者指定型 44件	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
京都府	b:令和元年〇件程度実施	9件実施(完了4件、施工中5件)	現場閉所を確認の上、実績に応じて費用を計上
大阪府	b:令和元年〇件程度実施	465件	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
兵庫県	b:令和元年〇件程度実施	704件	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
奈良県	b:令和元年〇件程度実施	40件	
和歌山県	b:令和元年〇件程度実施	17件(R2.1月末時点)	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
京都市	b:令和元年〇件程度実施	発注者指定型 1件	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
大阪市	b:令和元年〇件程度実施	原則全工事を対象	費用計上は未実施(実施検討中)
堺市	c:その他	令和2年度より受注者希望方式にて実施予定(国方式による経費補正あり)	
神戸市	c:その他	本市が発注する土木工事は全件を週休2日の対象として取り組んでいる。	現在、週休2日にかかる費用計上は行っていない。令和2年度以降に費用計上できるように手続きを進めている。算定方法は国の基準に準じている。



週休2日の取組状況

- ・導入済(予定含) 9市町村
(大津市、吹田市、門真市、阪南市、豊岡市、西脇市、宍粟市、美方郡香美町、桜井市)
- ・導入検討中 5市町村
(福井市、豊中市、高槻市、和歌山市、日高郡日高川町)

19